

視点

最近の知財で思うこと 3話



長谷川 芳樹
弁理士

第1話

内外国の出願件数から 見える国際競争力

特許庁から毎年、年次報告書が出版されるが、私はその中の「主要国における居住国別出願件数表」に注目している。出願人（企業、大学、個人等であり、以下「企業」という）の「居住国」別のデータを見ると、その国の国際的な産業競争力が垣間見られるからである。

<グラフ1>は、日本、米国、韓国、中国の企業の自国向けと外国向けの特許出願件数を示している。例えば、日本企業は33万件の日本出願をしているが、外国へも17万件の特許出願をしている。米国企業は23万件の米国出願をする一方で、外国へは16万件の出願をしており、韓国企業は13万件の韓国出願をする一方で、外国へは4万件の出願をしている。

米国企業の外国出願率の高さが窺えるが、日本企業の外国出願率もかなり高い。件数について言えば、日本企業の外国出願件数は米国企業のそれを超えている。他方、中国企業は19万件の中国出願をしながら、外国への出願は1万件にも満たない。

その国の国際的な産業競争力を測るには、その国の企業の海外における競争力を測る必要がある。外国特許出願の件数および比率から見る限り、日本企業のグローバルな競争力

は米国企業や韓国企業と比べても十分に高く、中国企業などは完全に圧倒している、と言って良い。

第2話

商標の使用を巡る 詐欺で逮捕

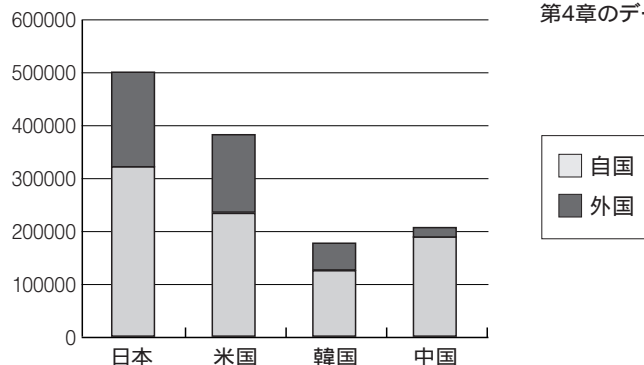
特許庁に虚偽の書類を提出して審決を受けたとして、電気機器製造販売会社の社長らが警視庁に逮捕された。容疑は商標法違反(詐欺行為)であり、不使用取消審判(商標法第50条)による商標登録の取消しを免れるため虚偽の納品書を特許庁に提出したという(日経新聞10月6日付夕刊など)。

“企業法務戦士氏”は自身のブログで『知財分野における紛争の中でも、商標の不使用取消をめぐる紛争には“きな臭い”ものが多い、ということは、かねてから指摘されていたことで、特に「使用証拠」として提出される伝票等の取引書類やパンフレット等の中に、真偽が定かでないものが混ざっていることがある、というのは、よく聞く話ではあった』と述べられているが、全く同感である。今回のケースは特殊な例外ではなく、氷山の一角であり、そのことは特許庁の審判当事者も薄々感じているであろう。

かかる詐欺行為を防止するために、まずは特許庁に原則通りの審判実務

<グラフ1> : 日・米・韓・中における自国出願と外国出願(2008年)

2010年版の年次報告
第4章のデータより作成



データで裏付けられる 意匠への注目度

の運用を求めたい。以下、創英HPに掲載された創英商標弁理士による「創英の主張」を転載し、証拠偽造行為の根絶を期待したい。

... < 以下、創英HPより転載 > ...

現在、わが国における商標登録は約220万件に達し、中国・米国に次いで世界第3位の商標登録大国となっている。しかしながら、現実にはその7割程度はいわゆる不使用であるといわれており、不使用取消審判を請求するならば、かなりの確率で取消することができる。

しかしながら、相手方から提出される使用証拠をつぶさに検討してみると、相当程度、偽造の可能性があるものが混じっていることがある。

このような場合、口頭審理を開き証人尋問をするならば、証人はその圧迫に耐えられず、結果として当該証拠が偽造であることが判明するものと思われる。

ところが、不使用取消審判の審理の実務では原則と例外（審判便覧510参照）が逆転しており、めったなことでは口頭審理が開かれないのが実情であり、いきおい書面（弁駁書）のみで偽造の疑いを主張することとなる。しかし、偽造であることを認めることに特許庁は極めて消極的であり、非常に歯がゆい思いをする。

そこで、口頭審理の積極的開催を声高に叫びたいところであるが、それとは別に、今回の商標法第79条違反（詐欺行為による審決を出させた罪）により逮捕者が出たことにより、審判において偽造した証拠を提出することは刑事罰に値することを国民一般に周知させるという大きな意義があったと思われる。

以上

特許出願などの毎月末の出願番号を定点観測すると、出願の増減傾向を把握できる。創英では、この定点観測を4年以上にわたって続けている。<グラフ2>は、2007～10年の各年の出願件数を推計するためのグラフである。

特許出願が11%の減少になっているが、たった11%しか減っていない（経済危機前の89%も出願されている）のは、流石(さすが)と言うべきなのかもしれない。特許出願番号の減少と比べて目を引くのが、意匠出願番号の増加である。部分意匠制度や関連意匠制度が認知されて戦略的活用の機運が広まり、それが意匠出願の増加になっているのか否かは、

このデータだけではわからない。

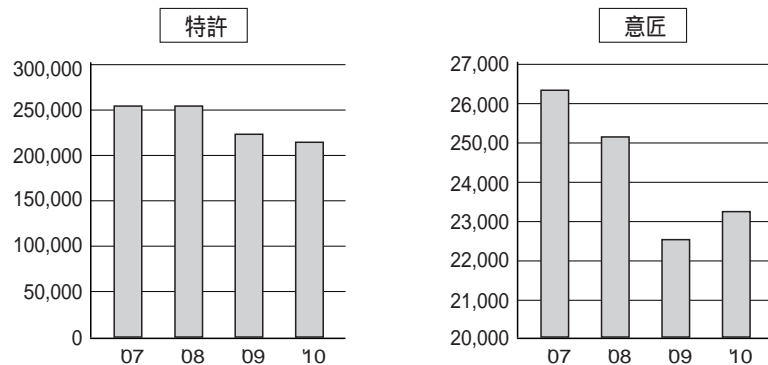
一方、外国においては意匠は活用されているのが気になるところである。そこで、特許行政年次報告から日・米・韓・中の意匠登録件数を抽出すると、<グラフ3>に示す状況があった。

日本は、2005年から2008年にかけて意匠登録が僅かずつ減少傾向にあるが、米国、中国、韓国などは増加傾向となっている。

グラフ2と3では対象の年が異なるし、グラフ2は出願でグラフ3は登録を示している点でも異なるので、米国、中国、韓国などでの数年前からの増加傾向が、日本に数年遅れでやってきた、ということではできない。しかし、意匠に対する注目が高まりつつあり、その利用も広まりつつある、ということは言えるだろう。

以上

<グラフ2>：2007～10年の各年の9月末日における特許と意匠の出願番号の推移



<グラフ3>：日・米・中・韓における意匠登録件数の推移（2005～08年）

2010年版の年次報告第4章のデータより作成

